



ポリシーおよびプロセスマニュアル 利益相反ポリシー

1 / 3 - ページ

Spraying Systems社は、当社のために働くすべての役員、取締役、従業員、請負業者、代理人、およびサードパーティが、Spraying Systems社の事業利益を損なう可能性のある隠れた利益相反がないように日常業務を行うべきであると考えています。

利益相反は、従業員の金銭的または個人的な利益が、従業員のビジネス上の判断を妨げる可能性がある、または実際に妨げている、あるいはそのように見える場合に発生する可能性があります。

定義

本ポリシーでは、以下の定義が適用されます。

「利益相反」とは、従業員が会社の利益よりも金銭的または個人的な利益を優先させる可能性があり、従業員の業務上の判断、決定および行動に偏りが生じ、または会社の利益に基づいて純然と決定されたかどうか疑いを持たせる可能性がある、あらゆる状況（潜在、現実、または認識）を意味するものとします。

「従業員」とは、当社のために行動する役員、取締役、従業員、代理人またはサードパーティの請負人を意味します。

「実質的な金銭的利益」とは、当社の業務遂行における従業員の判断や行動に影響を与える可能性がある、または他者から影響を受けると合理的に考えられる従業員の金銭的利益を意味します。この用語には、Spraying Systems社と取引する会社の3%を超える所有権または所有権のオプション、あるいは当該会社からの、または当該会社に対する融資が明示的に含まれます。

当社の役員は、会長およびチーフコンプライアンスオフィサーの承認がない限り、利益相反の可能性の有無にかかわらず、他の企業との役職（雇用、取締役会の任命、コンサルタントやアドバイザーとしての業務など）、または実質的な財務上の利害関係を有さないものとします。

その他の従業員は、チーフコンプライアンスオフィサー（「CCO」）のオフィスによる承認なしに、Spraying Systems社の潜在的または実際のビジネスパートナー、または競合相手である他の企業との役職（雇用、取締役会の任命、コンサルタントまたはアドバイザーとしての業務など）、または実質的な財務上の利害関係を有さないものとします。

従業員（取締役を除く）は、利益相反開示フォームをチーフコンプライアンスオフィサーに提出することにより、この禁止事項に違反する、または違反しているとみなされる可能性のある社外の地位または実質的な財務上の利害関係を開示しなければなりません。

利益相反の状況

当社と個人企業事業体との取引、個人的関係、当社にとって利益となる個人的利益または便益の機会、当社の事業に関連する内部情報による個人的金銭的利益または便益がある場合、利益相反が生じる可能性があります。



ポリシーおよびプロシージャマニュアル 利益相反ポリシー

2 / 3 - ページ

要件

従業員は、利益相反の可能性を認識した場合、直ちにCEOまたは人事部長に当該取引を開示しなければなりません。その後、当該取引を継続するためには、CEOおよび人事部長の書面による承認が必要です。例:

個人的な金銭的利得: 従業員は、従業員または関連者(配偶者や親戚など)が、Spraying Systems社と取引関係にある企業において、実質的な金銭的利益、または取締役、役員、従業員、コンサルタントなどの地位を有している場合は、これを開示しなければなりません。

親族への利得: 従業員が、従業員の親族に利益をもたらす可能性のあるSpraying Systems社の商取引に関与している場合。

個人的関係: 各従業員は、Spraying Systems社の最善の利益に反して、または偏見を持って行動する原因となり得る個人的関係を有する意思決定に関与してはならないものとします。

ビジネス機会: 各従業員は、会社のビジネス機会を利用しようとしたり、その機会がSpraying Systems社にとって利益となることを知り、または合理的に知るべき場合には、他人がその機会を利用できるように図ってはならないものとします。

内部情報: 内部情報とは、従業員が当社での雇用を通じて入手した、一般には入手不可能な情報(例: 社内販売データ、独自の技術情報)を指します。各従業員は、内部情報を個人的な利益のために使用したり、会社に不利益をもたらす、またはもたらすと思われるような方法で使用したりしてはなりません。また、各従業員は、会社の公式な責務に関連するもの以外には、内部情報を伝達してはならないものとします。

謝礼: 各従業員およびその同僚は、当社と取引または取引を希望するサードパーティに対して、通常の商慣習に伴う礼儀を超えた支払い、贈答、接待、その他の便宜を受け、それによって自らが何らかの義務を負っているとみなされることを避けなければなりません。一般に、この方針では、Spraying Systems社の従業員は、ビジネスパートナーから安価で妥当な贈答品、旅行、接待を受けることができます(例: 250ドル以下の贈答品で上司の承認を得ている場合)。ただし、現金または現金同等物を受け取ること、および他社にビジネスを斡旋または紹介する見返りに心付けを要求することは固く禁じられています。



ポリシーおよびプロシージャマニュアル 利益相反ポリシー

3 / 3 - ページ

報復行為について

Spraying Systems社は、違反の疑いについて誠実に報告し、調査に参加した従業員に対する報復行為を禁止しています。報復行為の疑いがある場合は、直ちに人事部に報告してください。

ポリシー違反の報告に対して報復行為を行ったと当社が判断した者は、役職や肩書きに関係なく、解雇を含む懲戒処分の対象となります。

違反の報告は、調査プロセスを通じて、誠実に行われたものとして扱われます。調査プロセスにおいて、報告が不誠実に行われたと判断された場合、報告者は解雇を含む懲戒処分の対象となり、調査プロセスを完了するために会社が負担した費用について責任を負う可能性があります。